

年 月 日

(届出先) 土浦市長

届出者 住所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

不燃性一般廃棄物搬入届出書

土浦市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、土浦市処理施設に搬入する不燃性一般廃棄物について、次のとおり届け出ます。

廃棄物の種類	(1) 空き缶・空きビン	(7) 家具類(大部分がスチールでできているものに限る) 机(脚)・椅子(脚)	
	(2) 乾電池		
	(3) ガラス類(コップ・窓ガラス等)	(8) 寝具類(ベット・マットレス等)	
	(4) 磁器・陶器	(9) 大型の家電製品	
	(5) 小型の家電製品 (ストーブ・ビデオデッキ・電気炊飯器等)	(10) その他	
	(6) 自転車(台)		
発生場所		搬入量	kg
搬入者住所			
搬入者氏名			
搬入車両	登録番号	積載量	kg
* 受付欄		* 確認欄	

備 考

- 1 上記以外の廃棄物は、搬入できません。
- 2 廃棄物の搬入は、届出から2週間以内に行うこと。2週間を経過した場合は、再度届出書を提出してください。
- 3 搬入場所：土浦市清掃センター (029-841-3427)  
土浦市中村西根1811-1
- 4 搬入日時：月～土曜日9：00～12：00、13：00～16：00
- 5 重量により処理手数料がかかりますのでご注意ください。
- 6 テレビ, エアコン, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機, パソコン, コンクリートブロック, 建築廃材, タイヤ, バッテリー, 金庫, 消火器, 農業用機械等は搬入できません。
- 7 可燃性廃棄物とは分けて搬入してください。捨てる場所が異なります。
- 8 \*印の欄は記入しないでください。